地域公共交通だより第13号

発行月:令和3年6月 発行者:上野原市地域公共交通活性化協議会

上野原デマンドタクシーを利用してみよう!

市では、市内約350箇所の停留所を設置し、自宅付近の停留所と中心市街地の停留所との間をタクシー車両により乗合で送迎する「上野原デマンドタクシー」を運行しています。これは、市内を5方面に区分けして平日の日中に各方面4往復しています。料金は片道最大500円で、年齢を問わず、市民、市民の親族及び市内に住居等を有する方などが利用できますので、ぜひご利用ください。

まずは利用登録!簡単予約!

○利用までの流れ○

ステップ1 利用申込み(次の①から③のいずれかの方法で可能)

- ①市役所、支所・出張所窓口で用紙に記入し提出する。
- ②市ホームページから用紙をダウンロードし、提出はメールか FAX で送る。
- ③電話で、氏名・住所等の必要事項を伝える。

ステップ2 利用登録証を受け取る

利用申込みの受付から概ね2週間以内に利用登録証を郵便でお届けします。

ステップ3 予約する

(利用者)

①利用したい地域の予約先事業者へ電話します ③「デマンドタクシーの予約をお願いします。」

「登録番号12345の上野原太郎です。」

「○月○日の○便で○○バス停から○○バス停までの

予約をお願いします。」

(予約先事業者)

▶②「はい、○○タクシーで

す。」

▶④予約が取れましたので、決 められた時間には停留所

でお待ちください。

(予約完了)

※バス停などの詳細情報は、上野原市ホームページで確認するかお問い合わせください。

祝日の変更に伴い、上野原デマンドタクシーは下表のとおり運行しますのでご注意ください。

運休	運 行
7月22日、7月23日、8月9日	7月19日、8月11日、10月11日

上野原市地域公共交通活性化協議会事務局

【上野原市役所 市民部 生活環境課 生活環境担当】電話:0554-62-3114

高齢者運転免許証自主返納支援事業のお知らせ

市では、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許の自主返納後の移動手段となる市内公共交通に乗り慣れていただくための支援事業を推進しています。

※この事業は、令和4年3月31日までの事業です。

【対象者】

・市内に住民登録がある65歳以上の方で、平成31年4月1日以降に運転免許を自主返納 した方

【支援内容】

・バス・タクシー共通利用券 12,000 円分を対象者 1 人につき 1 回限り交付します。 ※交付を受けた本人以外は使用できませんのでご了承ください。

【利用可能な事業者】

- ・上野原タクシー(株)、(有)駅前タクシー、(有)四方津交通、(有)島田交通、富士急バス(株) 【申請】
 - ・申請は、申請者本人が上野原市役所市民部生活環境課窓口までお越しください。 ※申請期限は、運転免許を自主返納した日から1年以内となります。

【申請に必要なもの】

- 印鑑
- 次のAかBのどちらかの資料

A: 運転経歴証明書の写し(上野原警察署で申請・交付)

B:運転免許の取消通知書の写し及び取消しを受けた運転免許証の写し

詳細は、上野原市ホームページをご覧いただくかお問い合わせください。



みんなでバス、タクシーを利用して、 地域の公共交通を維持しましょう。



公共交通機関を利用する時は<u>必ずマスクを着用</u>して、

<u>感染しない、感染させない</u>ようにしましょう。





バス事業者・タクシー事業者は、感染症対策を実施しています。